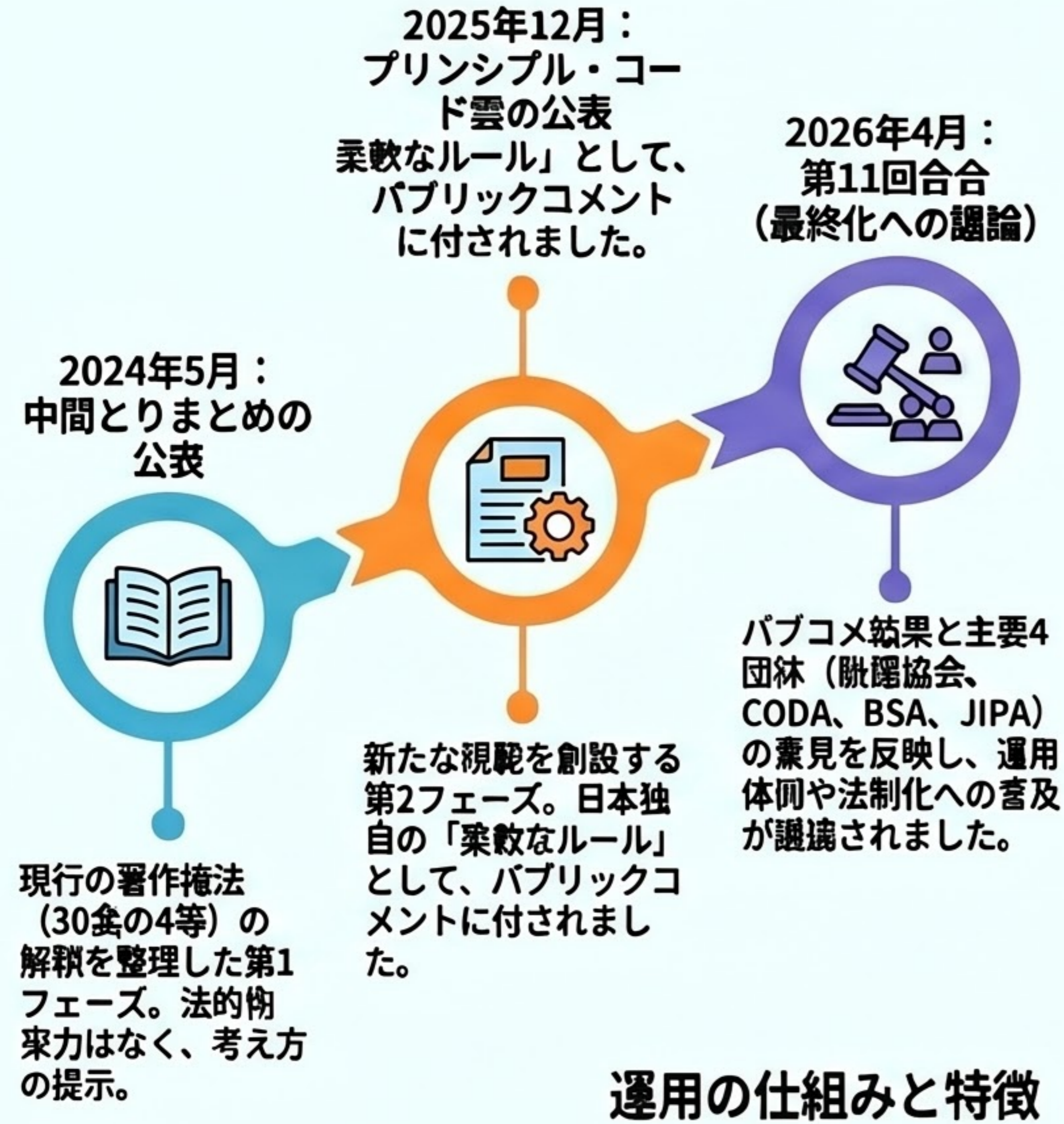


日本の生成AI知財ガバナンスの新局面：プリンシプル・コード（案）の全貌と第11回検討会の報告

政策の進化：法的解釈から「ソフトロー」の創設へ



コンプライ・オア・エクスプレイン方式

強制力はないものの、寛厳しない場合は「なぜ実施しないか」の説明を求めることで、実質的な遵守を促すガバナンス手法です。

域外適用の明示

日本国内に拠成がなくても、日本向けにサービスを提供している海外事業者も適用の対象となります。

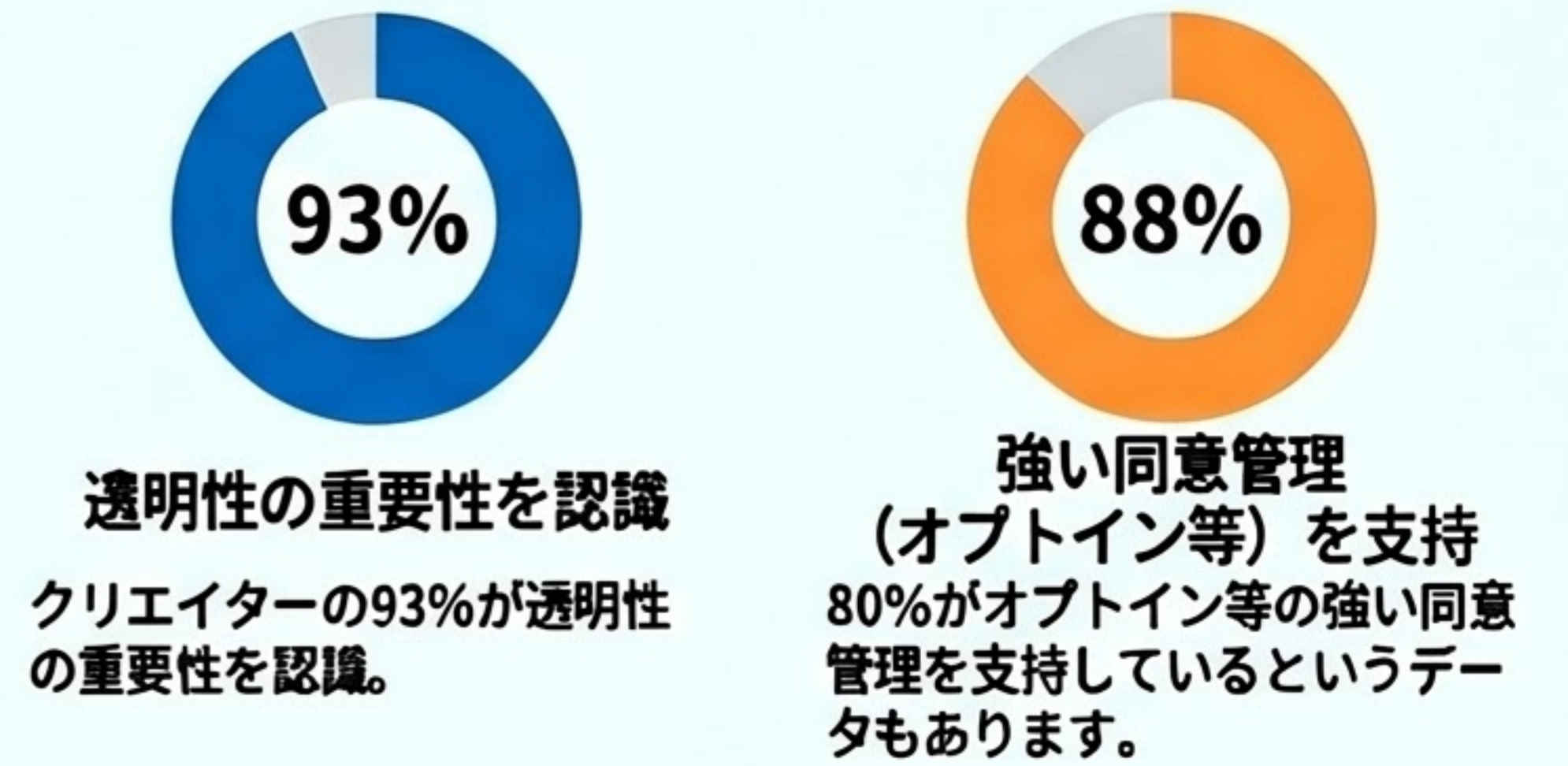
プリンシプル・コードの「3本の柱」



ステークホルダーの反応と二極化する構図



クリエイターの意識（FLJアンケート）



主要な政策文書と役割分担

文書名	主管官庁	主な役割
AIと著作権に関する考え方	文化庁	著作権法の解釈ガイドライン
AI事業者ガイドライン	総務省・経産省	事業者向けの包括的な指針
プリンシプル・コード	内閣府	生成AIに特化した知財開示・対応規範
AI棲途法（令和7年）	内閣府等	AI全般の適法性